

Media literacy learning in sovereign education in high school civics education

—To think about how to operate classes about new subjects “public”—

SUMITOMO Tsuyoshi

This paper examined how to work on media literacy learning in class as part of “sovereign education”. In particular, in this paper, I examined media literacy learning in the new subjects in the “public”. “Public” is a new subject for the revision of the 2018 high school course of study.

In this paper, we examined the contents of the textbooks and the course of study for “public”. On top of that, I argued that the teacher’s awareness of sovereign education will affect the future of media literacy learning.

高校公民科における主権者教育と メディアリテラシー学習

—新科目「公共」の授業実践のあり方を考えるために—

住 友 剛 SUMITOMO Tsuyoshi

はじめに 一本稿の課題意識

本稿は「メディアリテラシー学習」をテーマとして、2018(平成30)年の高等学校(以後「高校」と略)学習指導要領改訂により、公民科に新設された必修科目「公共」のカリキュラム及び授業運営のあり方を考察するものである。また、その考察にあたって、これまで私が本学の教職課程科目「社会科公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」で取り組んできた内容や、「公共」の教科書、さらには「公共」開設時の高校公民科教育に関する先行研究の内容などを検討材料として活用することとする。

さて、あらためて「メディアリテラシー学習」に本稿でこだわる理由には、次のとおりである。まず、昨今の教育のデジタルトランスフォーメーション(いわゆる「教育DX」)や学校における情報通信機器(いわゆるICT)の活用などのなかで、中学校社会科や高校地歴科・公民科の領域(以後、本稿では「中学校社会科」あるいは「高校地歴科・公民科」と略)でも「ICTを活用した授業実践」¹などに関する議論は活発に行われるようになってきた感がある。また、小学校及び中学校社会科や高校地歴科・公民科におけるICT活用に関するガイドブック的な文献も出版されるようになってきた²。

他方で、私が見たところ、たとえば「教育DXやICTの技術そのものや、それを扱う人間の側にはどのような課題があるのか?」「教育DXやICT技術の活用が求められる情報化社会自体にはどのような課題があるのか?」「そもそも情報化社会自体がどのように形成されてきたのか?」といった疑問などについては、それこそ中学校社会科や高校地歴科・公民科で検討すべき重要な課題だと思いが、こちらについてはあまり議論が深まっているよう

には見えない。

ちなみに、「人工知能(AI)やビッグデータの活用など、近年の情報化社会の進展のなかで人間がどのように生きるか」などという課題は、情報倫理の最先端の研究課題でもある³。また、2018年版の高校学習指導要領上、たとえば情報科の「情報Ⅰ」では「情報社会の問題解決」という内容に関連して、「情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラル」や「情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響」について理解を深めることが求められている⁴。したがって「高校情報科が扱う領域に、高校公民科や中学校社会科公民的分野などが踏み込まない」という考え方をする研究者や学校現場の教職員が居ても、不思議ではない面もある。

他方で、実際にできあがった「情報Ⅰ」の教科書の内容を見ると、たとえば『最新情報Ⅰ』(実教出版)では、「情報技術と課題解決」の項目において、AIやビッグデータ、仮想現実(VR)・拡張現実(AR)などの新しい情報技術の開発が、少子高齢化や過疎化、地球温暖化などの新しい社会の課題の解決につながるという側面に注目している⁵。しかし先述の情報倫理系の文献を読むと、新しい情報技術の開発が今後の人間及び社会にとってプラスの側面をもたらすことばかりではなく、たとえば「監視選別社会」の進展など、新たな矛盾や課題を引き越す危険性なども指摘されている⁶。

ところで、本来「今後の情報化社会の進展のなかで人間がどのように生きるか」といった重要課題、特に「現代社会における人間の在り方生き方」については、実は高校公民科が長年扱ってきたテーマでもあり、今後の新設必修科目「公共」の授業実践のなかでも扱っていく必要があるのではないか。その

上で、高校公民科が中学校社会科の地理・歴史・公民の三分野の土台の上に立って、未来の主権者を育てる教科であること。また、高校公民科の新設必修科目として「公共」があること。このことをふまえるならば、「今後の情報化社会の進展のなかで人間がどのように生きるか」等の内容を扱い、そこでさまざまな考察を高校生が深めることは、そのまま主権者教育の中身を充実させることに直結する。特に高校情報科が扱わないような「情報技術の進展に伴う人間と社会の諸課題」がすでに先行研究でも指摘されている以上、このような諸課題は、未来の主権者が直面する課題の一つとして、高校公民科が引き受けて考えていく必要があるだろう。

そこで、このような「情報技術の進展に伴う人間と社会の諸課題」を含めたメディアリテラシー学習を「公共」のカリキュラムのなかに位置付け、日々の授業で扱う上で、具体的にどのような方法がありうるのか。そのことを本稿で考察したいと考えた次第である。

以後、本稿1では、これまで本学の教職課程科目「社会科公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」の授業のなかで、「メディアリテラシー学習」と主権者教育について、私がどのようなことを学生たちに説明してきたのか。その概要を整理してまとめておく。本稿2では、あらためて2018(平成30)年版の学習指導要領での高校公民科「公共」の目標・内容などを整理し、「メディアリテラシー学習」と主権者教育を新設必修科目「公共」のなかで位置づける可能性について検討を行う。そして本稿3では、「公共」の教科書や先行研究のなかでの「メディアリテラシー学習」等の位置づけを検討して、今後の課題を整理しておく。その上で「おわりに」では、今後の高校公民科教育のあり方を左右する教職員・研究者の役割について述べておきたい。

1：高校公民科における主権者教育とメディアリテラシー学習

—これまでの「社会科公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」での取り組みをふまえて—

私はこれまで本学人文学部生を対象に、自作テキスト『社会科公民科教育法を学ぶみなさんへ』を使用しながら、「社会科公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」の授業運営を行ってきた。また、その授業のなかで学生に対して、高校公民科及び中学校社会科公民科の分野における主権者教育とメディアリテラシー学習について論じてきた。そこで、本稿1では、その『社会科

公民科教育法を学ぶみなさんへ(第二版)』(2020年9月。以後本稿では『自作テキスト(第二版)』と略)の内容をふまえて、私の考える高校公民科での主権者教育とメディアリテラシー学習の関係について論じておきたい。

まず先に学生たちに「社会科公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」の授業を通して、私が「メディアリテラシー」についてどのような説明を行ってきたかを整理しておく。

たとえば『自作テキスト(第二版)』では、「メディアリテラシー」の構成要素として、次の日本教育方法学会編『現代教育方法事典』の説明を紹介している。

- ①メディア(機器)を使いこなす。機器の操作、使い分け、組合せ、などの技能に習熟。
- ②メディアを理解する。一方向性、双方向性、即時性、広播性などのメディア特性。メディアの文法や表現技法。マスメディアの影響力、責任と倫理性。
- ③メディアの読解、解釈、鑑賞の能力。映像視聴能力、価値判断も含む多角的な視点からの評価、など。
- ④メディアを批判的にとらえる。自分のイメージや意見に偏った読み解きをせずに、客観視する。ある事件についての報道が、新聞やテレビの立場や国籍で、光の当て方や取り扱い方が、どのように異なるか「比べ読み」をして、真実を追求する力である。
- ⑤自分の考えをメディアを使って表現する。メディアの特性を生かして、情報の発信ができる。自分の考えを活かすような情報の創出や発信ができる。
- ⑥メディアでの対話とコミュニケーション。相手によっては、自分の意図がそのまま伝わらないことを理解する。相手にわかる表現を意識して、互いの関係を深めるコミュニケーションができる。⁷

この日本教育方法学会の事典における「メディアリテラシー」の説明からもわかるとおり、たとえば学校における中学生・高校生のICT活用に関する取り組みは、メディアリテラシーの内容のうち①⑤⑥の側面に重点を置いている感がある。この点は高校情報科の内容とも関連する。

他方で、たとえば近年の日本の政治・経済の動向について、新聞やテレビなどのマスメディアやSNSなどのインターネット空間で発信されている情報に対して、「その情報をどこまで信用しているのか?」「その情報がマスメディアやSNSを通じて拡散されることで、世論がどのように形成されているのか?」といった議論を行いたいと思えば、中学生や高校生に上記メディアリテラシーの内容のうち②③④の内容に関する理解を深めていく必要がある。さらに、先述の「情報技術の進展に伴う人間と

社会の諸課題」といった諸課題に関する学習も、「メディアを批判的にとらえる」ということに関連させて、メディアリテラシー学習のひとつに位置付けることも可能であろう。

一方、このマスメディアや SNS などを通じた「世論形成」のあり方を批判的に検討するという課題は、中学校社会科公民的分野や高校公民科の学習でいえば、たとえば「政治」に関する学習内容に深く関連する。実際、ある中学校社会科公民的分野の教科書では、「現代の民主政治」の内容に関連して、次のように「世論とマスメディア」「メディアリテラシー」に関する学習を行うように記述している。

世論とマスメディア 社会のさまざまな問題について、多くの人々によって共有されている意見のことを世論といいます。政府や政党は、こうした世論の動向を参考にして政治を行います。

世論の基本となるのは、一人一人の意見です。人々は自分の意見をまとめるうえで、新聞やテレビなどのマスメディアを通して、政府や政党の活動や、それに対して出されたさまざまな意見を知ることができます。(中略)

メディアリテラシー マスメディアは世論を形作る力を持っています。マスメディアは世界中のさまざまな出来事の中から報道する内容を選びますが、人々はその出来事を重要だととらえます。また、同じ出来事でも、マスメディアが注目して取り上げる側面がちがえば、人々の受け止め方は変わります。このような出来事を選び方や取り上げ方は、それぞれの新聞社やテレビ局によって異なります。さらにマスメディアが伝える情報には、各社の意見が反映されていたり、後から不正確だったことが明らかになったりする場合があります。

近年は、インターネットやソーシャル・ネットワークキング・サービス (SNS) を投じて、政治についての情報を得る人々が増えています。しかし、こうした情報には、うそや裏付けのないものも見られることに注意が必要です。

私たちには、マスメディアの報道やインターネットの情報をそのまま信じるのではなく、さまざまな角度から批判的に読み取る力であるメディアリテラシーが求められています。⁸

そして『自作テキスト (第二版)』では、中学校社会科公民的分野の教科書の内容 (上述) に関連する

かたちで、第二次世界大戦前のドイツにおけるナチス党の台頭について、次のような歴史研究者の文献からの引用を紹介している。

プロパガンダは単なる宣伝でも広報活動でもない。それは政治指導者・為政者が特定の情報を大衆に伝え、大衆の行動をある方向へと誘導することだ。自らに不利な情報はいっさい伝えず、有利な情報だけを誇張、潤色、捏造もお構いなしに発信し続け、大衆の共感を得る。敵を仕立て上げることも情報操作ひとつでたやすいことだ。真偽を問わずネガティブな情報だけを流し、マイナス・イメージを刷り込み、大衆の怒りを煽るといふ、ナチ党が弱小政党から巨大な大衆政党へ台頭するなかで鍛えあげた政治宣伝の手法が、いまや国の政策として実践されることになったのである。⁹

このように、私は『自作テキスト (第二版)』の内容や、実際の「社会科公民科教育法 I・II」の授業を通じて、マスメディアを通じた政党の宣伝などに対して批判的にとらえることの重要性を学生たちに伝えるようにしている。このことは、いわば学生たちに「現代の民主政治」のあり方を考えるという主権者教育の一環として、メディアリテラシー学習をとらえることを求めているということである。

あらためていうと、中学校社会科公民的分野は「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な公民としての資質・能力」¹⁰の育成を目標としている。また、『自作テキスト (第二版)』では、この公民的資質の育成 (すなわち「公民教育」) について、私は「『参政権』の行使や、自らの暮らす地方自治体、さらには国の政治的な営みに、自分はどうにかかわるかを考えるための教育 (必要な知識、スキルを磨くこと)」¹¹と説明している。そして、このような公民教育を通じて「考える市民」や「賢い有権者」を形成するために、私は、マスメディアなどを通じて発信されている情報を批判的に読み解くメディアリテラシー学習は必須のことであると述べている¹²。つまり、私としては主権者教育 (これは公民教育の重要な領域でもある) の一環としてメディアリテラシー学習が重要であると考え、これまでの「社会科公民科教育法 I・II」の授業で学生と向き合ってきたわけである。

2：高校公民科及び新設必修科目「公共」におけるメディアリテラシー学習の位置づけ

続いて本稿2では、2018（平成30年）版の学習指導要領における高校公民科及び新設必修科目「公共」の内容を検討し、メディアリテラシー学習を位置づける可能性がどこにあるのかを探ることとする。なお、本稿2では特に断りが無い場合は、2018年版の学習指導要領における高校公民科及び「公共」の目標・内容などを紹介する。

まず、高校公民科という教科全体の目標は次のとおりである。

社会的な見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 選択・判断の手掛かりとなる概念や理論及び倫理、政治、経済などに関わる諸課題について理解するとともに、諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

(2) 現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したりする力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。

(3) よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、人間としての在り方生き方についての自覚や、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力しあうことの大切さについての自覚などを深める。¹³

この高校公民科の「目標」からもわかるように、「現代の諸課題」や「よりよい社会の実現」という観点から、先述の「人工知能（AI）やビッグデータの活用など、近年の情報化社会の進展のなかで人間がどのように生きるか」という諸課題や、「情報技術の進展に伴う人間と社会の諸課題」といった諸課題については、公民科における主要な学習課題として位置づけることが十分、可能である。特に「現代の諸課題を追究したり解決したりする活動」を実施することが今後の公民科では求められている以上、「情報技術の進展に伴う人間と社会の諸課題」といった諸課題は、むしろ積極的に公民科学習のなかで取り組むべき課題として位置づけるべきである。また、公民科の目標にある「合意形成や社会参画」や「よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度」という文言に注目すれば、

従来どおりの「政治と世論形成」にはたすマスメディアや SNS の役割と課題について考えることも、今後の高校公民科では必要とされているといっている。

続いて、公民科のなかでも新設必修科目「公共」の目標を参照する。以下のとおり、公民科全体の目標とほぼ変わらない文言が登場している点に注目してほしい。

人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

(1) 現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに、諸資料から、倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

(2) 現実社会の諸課題の解決に向けて、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。

(3) よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚や、公共的な空間に生き国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力しあうことの大切さについての自覚などを深める。¹⁴

公民科の新設必修科目として「公共」が設置された以上、その科目の目標のなかに公民科全体の目標と共通する文言が登場するのは当然である。したがって以上のとおり、公民科全体及び「公共」の目標からいえば、たとえば「政治と世論形成」や「情報技術の進展に伴う人間と社会の諸課題」等を積極的に位置づけて、メディアリテラシーに関する生徒たちの追究的な学習を授業のなかで創りだしていくことは十分、可能である。

ただ問題は学習指導要領上、たとえば「公共」という科目の「どの内容」に関連づけてこの諸課題を扱うのかである。この点で、「公共」の授業実践を行う教職員や、「公共」の教科書執筆を行う研究者等の課題意識が問われることになる。

たとえば「公共」は学習指導要領上、「A 公共の扉」「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に

参画する私たち」「C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」の3つの内容に分かれる。では、このA～Cの内容のどこに、たとえば「情報技術の進展に伴う人間と社会の諸課題」等を位置づけることが可能なかが重要な検討課題になる。

おそらく「最も手っ取り早く」メディアリテラシー学習を行うのであれば、Bの学習内容のなかに「政治参加と公正な世論の形成」がある。この「公正な世論の形成」に従来どおりのメディアリテラシー学習を位置づけ、マスメディアやSNSを通じての政治に関する人々の意見表明などの在り方を考察することができる。

他方で、たとえば「A 公共の扉」の内容のなかにある「(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方」や「(3) 公共的な空間における基本原理」に関連づけて、「情報技術の進展に伴う人間と社会の諸課題」等を生徒たちに考察させることも可能であろう。それこそ上記「(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方」では、「思考実験」などの活動を通して、「現代の諸課題について自らも他者も共に納得できる解決方法」について考察を行うことが求められている。だとすれば、(2)の内容をうまく利用して、たとえば社会全体の利益を実現しつつも、ひとりひとりの個人の幸福につながるようなAIやビッグデータの活用といった情報技術の活用の在り方を考察することもできるのではないか。あるいは(3)の内容に関連づけて、「情報技術の活用における人間の尊厳と平等、個人の尊重、法の支配」といったテーマを設定し、「監視選別社会」の在り方を考察することも可能であろう。

以上、本稿2で述べたように、メディアリテラシー学習や「情報技術の進展に伴う人間と社会の諸課題」等は、今後も公民科及び「公共」の目標の上では可能である。だが、「公共」の内容項目のどこにこのような学習課題を位置づけていくのか。その点が、いま「公共」の授業実践において問われているのである。

3：実際の「公共」教科書及び先行研究の検討からわかること

では、実際に2022年度から「公共」の授業で使用されている教科書では、私が本稿1で述べた「政治と世論形成」に関するメディアリテラシー学習や、あるいは「はじめに」や本稿2で述べた「情報技術の進展に伴う人間と社会の諸課題」等についてどのように触れられているのか。ここでは、現時点(2022

年9月末)で私が入手できた4つの「公共」の教科書に即して論じておきたい。なお、本稿3ではすべて『公共』の教科書であるため、出版社名を書名のかわりにして内容紹介を行うこととしたい。

たとえば実教出版の教科書では、「防犯カメラの設置とプライバシー」や「情報化社会における法とモラル」というテーマを、「新しい人権」に関する学習課題のなかに位置付けて論じている。このうち「情報化社会における法とモラル」では「知的財産権の保護と不正アクセスの禁止」や「ネットを通じたコミュニケーションの危険性」「防災情報と災害デマ」などの事例を取り上げている¹⁵。また、「防犯カメラの設置とプライバシー」では先述の「監視選別社会」の問題として、商店街での防犯カメラ設置が治安改善のために役立つとしても、通行人のプライバシー保護や肖像権保護との関係が問題になることなどを指摘している¹⁶。このように、「情報技術の進展に伴う人間と社会の諸課題」等を、「新しい人権」に関する学習課題として位置づけることは十分、可能である。

あるいは数研出版の教科書では、「現代の諸課題と倫理」の項目のなかに「情報をめぐる問題」を位置づけ、Society5.0と呼ばれる社会の到来、つまりAIやビッグデータの活用などによる少子高齢化・環境問題の解決と共に、「機械化や自動化がかえって過疎化をすすめてしまう事態」や「機械化が人々の仕事を奪ってしまう可能性」も指摘されている¹⁷。この内容は、まさに「情報技術の進展に伴う人間と社会の諸課題」等の学習課題である。また、新聞記事を批判的に読解する能力形成の必要性や、政治に関する世論形成におけるマスメディアの役割と世論操作の危険性、メディアリテラシー形成の必要性も指摘されている¹⁸。このようなメディアリテラシー形成の必要性の指摘は、従来の高校公民科の学習の延長線上に位置づくものでもある。

なお、この政治に関する世論形成におけるマスメディアの役割や世論操作の危険性、メディアリテラシーの重要性は、「フェイクニュース」への注意喚起などとともに、東京法令出版版の教科書でも指摘されている¹⁹。あるいは、少し変わった切り口としては、教育図書版の教科書では、職業選択や経済に関する学習内容と関連づけるかたちで、AIの導入によってなくなる仕事・なくなる仕事(代替されない人材)などを考えるというかたちで、「AIの深化は仕事をどう変えるか?」というテーマを論じている²⁰。

このように、実際に「公共」の教科書として既刊のもののうち4冊を見たが、従来通りの「政治と世論形成」というテーマに即したメディアリテラシー学習を取り上げているものだけでなく、経済発展・職業選択や人権保障といった「現代の諸課題」と関連づけるかたちで、「情報技術の進展に伴う人間と社会の諸課題」等を扱った教科書が登場している。そこで、このような教科書の内容を今後、高校において「公共」を担当する教職員がどのように扱うのか。私としては今後、「公共」の授業実践ではこの点に注目をしていきたい。

他方で「公共」の授業実践に関する先行研究では、上記の各教科書のような切り口はあまり検討されているとはいえない。たとえば橋本康弘編著『高校社会「公共」の授業を創る』（明治図書、2018年）や和井田清司ほか『中等社会科100テーマ〈地理総合・歴史総合・公共〉授業づくりの手引きー』（三恵社、2019年）では、「政治と世論形成」のテーマですらメディアリテラシーに関する学習に触れていない。

もちろん、たとえば先行研究のなかにもメディアリテラシー学習の観点から「フェイクニュース」の問題を取り上げたもの²¹や、市民の政治参加とマスメディアを通じた情報操作の危険性、これに対するメディアリテラシー学習の重要性を指摘する授業づくりを構想したもの²²が見られる。しかし、私が見る限り、本稿で繰り返し言及した「情報技術の進展に伴う人間と社会の諸課題」等を「公共」の授業の主題に位置付けようとする動きは、まだ先行研究では十分に深められているとはいえない。この点では「公共」教科書の執筆陣の課題意識に対して、「公共」の授業実践の研究者の側が立ち遅れているように見られる。

おわりに ー今後の「公共」担当教職員・研究者の課題についてー

以上のとおり、本稿では高校公民科及び新設必修科目「公共」の学習指導要領及び先行研究、教科書の検討と、私が本学の教職課程科目「社会科公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」のなかで取り組んだ内容の紹介などをふまえて、今後の「情報技術の進展に伴う人間と社会の諸課題」等を含めたメディアリテラシー学習の課題を整理した。

その結果浮上したのは、「公共」の学習指導要領や教科書の内容を積極的に活用しながら、どこまで研究者や教職員が上記の課題に取り組むことができ

るのかということ。つまり「公共」を担当する高校公民科の教職員や研究者の課題意識の在り方が、「情報技術の進展に伴う人間と社会の諸課題」等を含めたメディアリテラシー学習の動向を左右するということである。本稿「はじめに」でも紹介したとおり、高校情報科では扱えない情報化社会の諸課題がある以上、そのような課題に対して「現代の諸課題」を扱う公民科として何ができるのか、研究者や教職員は常に意識を研ぎ澄ませて、自分たちが生徒と共に追究すべき課題を見付けていかなければいけない。そのことにどこまで「公共」担当の教職員・研究者が自覚的であるのかが、いま、あらためて問われている。

¹ たとえば雑誌『社会科教育』第758号（2022年6月）の特集テーマは、「授業DXで実現する個別最適な学び×探究授業」である。また、同じく『社会科教育』第730号（2020年2月）の特集テーマは、「ICTで変わる社会科授業ははじめの一步」である。どちらの特集においても、小中学校社会科及び高校地歴科・公民科でのICT活用のあり方について、タブレットを活用した授業実践例なども含めた検討が行われている。

² たとえば和田誠・吉川牧人・新井貴之『GIGAスクール対応！中学・高校社会科授業ICT活用ガイド』（明治図書、2021年）や、朝倉一民『ICTで変わる社会科授業はじめの一步』（明治図書、2021年）などがある。

³ たとえば西垣通・河島茂生『AI倫理 人工知能は「責任」をとれるのか』（中公新書ラクレ、2019年）や美馬のゆり『AIの時代を生きる 未来をデザインする創造力と共感力』（岩波ジュニア新書、2021年）などを参照。

⁴ 文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）』の「情報Ⅰ」の内容（p.190）を参照。なおこの「情報Ⅰ」は「情報Ⅱ」と併せて「各学科に共通する各教科」（いわゆる必修教科）の科目に該当する。

⁵ 『最新情報Ⅰ（文部科学省検定済教科書）』実教出版、2022年、p.16～17を参照。

⁶ たとえば前出『AI倫理』は、「第六章 監視選別社会」でこの問題を論じている。

⁷ 以上の「メディアリテラシー」の説明は、日本教育方法学会編『現代教育方法事典』図書文化社、2004年、p.380～381を参照。なお、傍線部は住友が引いたものである。

⁸ 『新しい社会 公民（文部科学省検定済教科書）』東京書籍、2021年、p.84～85を参照。

⁹ 石田勇治『ヒトラーとナチ・ドイツ』講談社現代新書、2015年、p.194～195を参照。

¹⁰ 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）』の「社

会科公民的分野」の「目標」(p.57)を参照。

¹¹ 拙著『社会科公民科教育法を学ぶみなさんへ(第二版)』(自作テキスト)、2020年9月、p.14。

¹² 同上、p.101～102を参照。

¹³ 前出『高等学校学習指導要領(平成30年告示)』の「公民科」の目標(p.79)を参照。

¹⁴ 同上、参照。

¹⁵ 『公共(文部科学省検定済教科書)』実教出版、2022年、p.66～67を参照。

¹⁶ 同上、p.69を参照。

¹⁷ 『公共(文部科学省検定済教科書)』数研出版、2022年、p.56～59を参照。

¹⁸ 同上、p.60～61及びp.112～113を参照。

¹⁹ 『公共(文部科学省検定済教科書)』東京法令出版、2022年 p.86～89を参照。

²⁰ 『公共(文部科学省検定済教科書)』教育図書、2022年、p.114～115参照。

²¹ 藤川瞭「情報の海でおぼれないために—情報の受信者・発信者として—」杉浦真理・菅澤康雄・斎藤一久編『未来の市民を育む「公共」の授業』(大月書店、2020年)を参照。

²² 家永隆「政治はだれのものですか？」市民を育てる「公共」編集委員会編『市民を育てる「公共」』(大学図書出版、2022年)を参照。